

■ 重要事項確認 (必須)

登録番号 _____ 学籍番号 _____ 氏名 _____

奨学金の申込みにあたって、以下の事項を全て確認し、確認後、チェック欄にチェックをしてください。

| 確 認 事 項 | はい (理解している) |
|---|--------------------------------|
| <p>① 日本学生支援機構の貸与奨学金には第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)があり、これらは奨学生本人(自分自身)に返還義務があります。 これらの返還義務を果たしていない場合等は、新たに奨学金を利用できないことがあります。</p> <p>※ 貸与奨学生採用後は、指定された期日までに「返還誓約書」を提出する必要があります。</p> | はい <input type="checkbox"/> |
| <p>② 借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。貸与奨学金の貸与月額は、月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。</p> <p>※ 日本学生支援機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」から貸与額・返還額の試算を行ってください。 ※ 貸与開始後は、所定の手続きにより貸与月額を変更することができます。</p> | はい <input type="checkbox"/> |
| <p>③ 貸与奨学金を借りる際は、「機関保証制度」か「人的保証制度」のいずれかを選ぶ必要があります。ただし、所得連動返還方式を希望する場合は、「機関保証制度」を選ぶ必要があります。 「機関保証制度」の場合は、一定の保証料を支払う必要があります。 「人的保証制度」の場合は、要件を満たす連帯保証人と保証人を選ぶことが必要です。</p> <p>※ 保証制度の詳細は、日本学生支援機構ホームページや「奨学金を希望する皆さんへ(奨学金案内)」を確認してください。</p> | はい <input type="checkbox"/> |
| <p>④ 第二種奨学金(有利子)を借りる際は、利率の算定方法として「利率固定方式」か「利率見直し方式」のいずれかを選ぶ必要があります。</p> <p>※ 入学(または編入学)する際の一時金「入学時特別増額貸与奨学金(有利子)」を借りる際も、利率の算定方法を選ぶ必要があります。 ※ 利率は貸与が終了した時に決まります。なお、基本月額に係る利率は3%が上限です。最新の利率は日本学生支援機構ホームページを確認してください。※ 利率の算定方法の詳細は、日本学生支援機構ホームページや「奨学金を希望する皆さんへ(奨学金案内)」を確認してください。</p> | はい <input type="checkbox"/> |
| <p>⑤ 奨学金の申込みに、原則として、本人及び家計支持者の「マイナンバー」(個人番号)の提出が必要です。</p> <p>※ マイナンバーを提出することで、奨学金の各種手続時に一部の証明書類の添付が省略できるようになる等、利便性が向上します。</p> | はい <input type="checkbox"/> |
| <p>⑥ 奨学生になった後は、毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「奨学金継続願」を提出する必要があります。「奨学金継続願」を提出しないと奨学生としての身分が廃止されます。また、例えば、学業不振が継続したり卒業延期の恐れがある場合、停学等の処分を受けた場合は、奨学生としての身分が廃止されたり、一定期間、奨学金の振込が停止されることがあります。</p> <p>※ 廃止：奨学生としての資格を失います。廃止後は、奨学金の振込を行いません。貸与奨学金は廃止により貸与が終了するため、返還手続に移ることになります。 ※ 停止：停止後は、奨学金の振込を行いません。停止事由(学業成績不振等)が解消されれば、必要な手続きを経て振込が再開されます。</p> | はい <input type="checkbox"/> |
| <p>⑦ 貸与奨学金の返還は、口座振替(リレー口座)により行い、貸与終了後7ヶ月目から始まります。</p> <p>※ 3月卒業者の場合、10月27日から返還が始まります。 ※ 毎月の返還金の振替日は、原則27日です。</p> | はい <input type="checkbox"/> |
| <p>⑧ 住所が変わった場合は、必ず日本学生支援機構に届け出る必要があります。</p> | はい <input type="checkbox"/> |
| <p>⑨ 貸与奨学金の返還が困難となったときは、願い出により、毎月の返還額を1/2もしくは1/3に減額し返還期間を延長する減額返還制度や、一定期間返還期限を先延ばしする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。</p> | はい <input type="checkbox"/> |
| <p>⑩ 貸与奨学金は、所定の返還期限を過ぎると、延滞している割賦金の額について所定の延滞金が賦課されます。</p> <p>※ 延滞金の利率は、年(365日当り)5%の割合となっています。 ※ 借りた奨学金の種類(無利子・有利子)に関らず、延滞すれば延滞金を支払う必要があります。 ※ 万一延滞となった場合は、延滞期間に応じて、電話による督促、延滞金の賦課、連帯保証人や保証人への請求、個人信用情報機関への情報の登録、一括返還請求、法的措置等が行われることとなります。</p> | はい <input type="checkbox"/> |